官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（財務一〇一）　一
〔その他告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する及びくろまぐろ（大型魚）における漁業法第十令和七管理年度五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産五一三）　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　四四
会社その他
会社決算公告　四五

法規的告示

○財務省告示第百一号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年財務省告示第七十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月六日

財務大臣　片山さつき